



平成18年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社マルハグループ本社  
代 表 者 名 代表取締役社長 五十嵐 勇二  
(コード番号1334 東証 第一部)  
問 合 せ 先 経営企画本部広報・IRグループ長  
川 文人  
(TEL 03-3216-0821)

### 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

#### .発行の目的

当社が平成17年3月に発行した優先株式取得のための資金調達並びに自己資本充実のために実施するものです。(本日発表の「優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照下さい。)

なお、本新株予約権付社債の発行は平成18年6月29日開催予定の当社第2期定時株主総会において、取締役会決議により自己株式の取得が可能となる旨の定款変更議案が承認可決されることを条件としております。

#### 記

#### .発行の要領

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| 1. 募集社債の名称                | 株式会社マルハグループ本社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債<br>(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約<br>権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本<br>新株予約権」という。)   |
| 2. 募集社債の総額                | 金120億円   |
| 3. 各募集社債の金額               | 金1億円の1種  |
| 4. 新株予約権付社債券の<br>発行及びその形式 | 本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行するものと<br>し、当該新株予約権付社債券は無記名式とする。本新株予約権付社債の<br>社債権者は本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債<br>券とすることを請求することはできない。<br>なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本<br>文の定めにより本社債または本新株予約権の一方のみを譲渡することは<br>できない。 |
| 5. 利 率                    | 本社債には利息を付さない。  |
| 6. 払 込 金 額                | 額面100円につき金100円   |

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7. 償 還 価 額 額面100円につき金100円  
ただし、繰上償還の場合は第13項第(2)号乃至第(5)号に定める価額による。
8. 申 込 期 日 平成18年7月4日(火)
9. 払込期日及び発行日 平成18年7月4日(火)
10. 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、金102億円をみずほ証券株式会社に、金18億円を三菱UFJ証券株式会社に割当てる。
11. 物上担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
12. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
13. 償還の方法及び期限
- (1) 本新株予約権付社債は、平成20年7月4日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
  - (2) 当社は、当社が株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社が合併により消滅することを当社の株主総会で決議した場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行うことを当社の株主総会で決議した場合には、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換、株式移転、合併、吸収分割または新設分割の効力発生日以前に、残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。
  - (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還すべき日の3週間以上前に通知を行った上で、残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。
  - (4) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、第14項第(9)号により修正された転換価額が第14項第(9)号に定義する下限転換価額となった日以降は、当社に対して償還すべき日の2週間前に通知を行い、かつ当社の定める請求書(以下「繰上償還請求書」という。)に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて第18項記載の償還金支払場所(以下「償還金支払場所」という。)に提出することにより、その保有する本新株予約権付社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
  - (5) 本新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、第14項第(6)号記載の行使の条件に該当することにより本新株予約権を行使できないこととなった場合、当社に対して償還すべき日の2週間前に通知を行い、かつ繰上償還請求書に繰上償還を請求しようとする社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債券を添えて償還金支払場所に提出することにより、その保有する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
  - (6) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
  - (7) 本新株予約権付社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

#### 14. 本新株予約権に関する事項

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計120個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

払込みを要しない。

(3) 本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)

平成18年7月4日。ただし、各本社債の払込金額が第9項に定める払込期日に当社に払込まれることを割当ての条件とする。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行または処分を「交付」という。)する数は、行使に係る本社債の償還価額の総額を本項第(8)号記載の転換価額(ただし、本項第(9)号乃至第(13)号によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(5) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年7月5日から平成20年7月3日(当社が第13項第(2)号もしくは同項第(3)号により本社債を繰上償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が第13項第(4)号もしくは同項第(5)号記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が添付された繰上償還請求書が償還金支払場所に提出された時点より本新株予約権を行使することはできない。この場合、償還金支払場所に提出された本新株予約権付社債券に係る新株予約権付社債に付された新株予約権は、提出される時点において消滅しているものとみなす。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数の累計が4,500万株(ただし、当社が当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てを行う場合は当該株式分割または当該無償割当ての割合に応じて増加するものとし、( )当社普通株式の株式分割のための基準日、( )当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、( )当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日、のそれぞれの日までに本新株予約権の行使により交付された株式数も同様に増加したものとみなして累計株式数を計算する。)(以下「累計株式数」という。)を超えることとなる行使はできないものとする。なお、複数の本新株予約権が同日に第19項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に到着したことにより累計株式数を超えることとなった場合は、抽選その他の方法により、行使の効力が生じる本新株予約権を決定する。

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 当社による本新株予約権の取得事由

当社による本新株予約権の取得事由は定めない。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

( 8 ) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額並びにその出資される財産の内容等

本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は 1 億円とする。

本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の償還価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき 1 株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、平成 18 年 6 月 19 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 5.23% 上回る 342 円とする。なお、転換価額は本項第(9)号乃至第(13)号によって修正または調整されることがある。

( 9 ) 転換価額の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第 2 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値の 93% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、本項第(11)号または第(13)号で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が 239.4 円（以下「下限転換価額」という。ただし、本項第(10)号乃至第(13)号による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とし、修正後転換価額が 444.6 円（以下「上限転換価額」という。ただし、本項第(10)号乃至第(13)号による調整を受ける。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

( 10 ) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(11)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

( 11 ) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(12)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(12)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、または本項第(12)号に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号乃至の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第(19)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(12) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(11)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。))の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。))の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、また、当該基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(11)号の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(13) 本項第(11)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(14) 本項第(9)号乃至第(13)号により転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(11)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(15) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。)、その残額を資本準備金として計上する。

(16) 本新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所においてこれを取り扱う。

(17) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書(以下「新株予約権行使請求書」という。)に、行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

株式会社証券保管振替機構に預託をした本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使する場合は、新株予約権行使請求書に行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容及び数並びにこれを行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、株式会社証券保管振替機構を経由して、行使期間中に行使請求受付場所に提出することができる。行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(18) 行使の効力は、新株予約権を行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。)については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式(当社が保有する当社普通株式を除く。)と同様に取り扱うものとする。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

( 1 9 ) 当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

( 2 0 ) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

15. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

16. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う（以後本新株予約権を行使することはできない。）。

( 1 ) 当社が第13項の規定に違背したとき。

( 2 ) 当社が、第14項第(9)号乃至第(14)号または第16項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または補正をしないとき。

( 3 ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

( 4 ) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

( 5 ) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

( 6 ) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

18. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社マルハグループ本社 経営管理本部 財務グループ

19. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 中央三井信託銀行株式会社 本店

20. 上場申請の有無 なし

21. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(ご参考)

## 1. 資金使途

### (1) 調達資金の使途

手取概算額 11,985 百万円は、当社が平成 17 年 3 月に発行した当社優先株式の取得及び消却の資金に充当する予定です。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当する事項はありません。

### (3) 業績に与える見通し

本件に伴う業績予想の変更はありません。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要施策と位置付け、安定配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。

### (2) 内部留保資金の使途

グループ連結利益の最大化を図るため、平成 17 年度よりスタートしたグループ中期三ヵ年経営計画「ニューウェーブ 21」に基づき有効投資してまいります。具体的には、財務体質の充実・強化を図り、今後の経営環境の変化に対応した事業展開や経営基盤強化に備えてまいります。

### (3) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期 (予定)
1 株当たり当期純利益	- 円	- 円	6.54 円	4.63 円
1 株当たり年間配当金	- 円	- 円	普通株式 3.00 円 優先株式 0.39 円	普通株式 3.00 円 優先株式 20.00 円
実績配当性向	- %	- %	45.9%	64.8%
株主資本当期純利益率	- %	- %	5.4%	3.7%
株主資本配当率	- %	- %	1.9%	1.9%

(注) 1. 平成 17 年 3 月期が設立初年度のため、平成 16 年 3 月期以前については該当ございません。

2. 平成 18 年 3 月期の数字は、未監査となっております。

3. 実績配当性向、株主資本配当率については、普通株式に対する配当金を基準に算出したものであります。

4. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

### 3. その他

#### (1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年 月 日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成17年3月25日 第三者割当(優先株式)	20,000 百万円	25,000 百万円	20,452 百万円

#### (2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	- 円	171 円	230 円	268 円
高 値	- 円	252 円	338 円	358 円
安 値	- 円	163 円	221 円	253 円
終 値	- 円	230 円	268 円	325 円
株価収益率	- 倍	35.2 倍	57.9 倍	- 倍

- (注) 1. 当社株式は平成16年4月1日より東証第1部に上場されておりますので、それ以前については、該当ございません。
2. 平成19年3月期の株価につきましては、平成18年6月19日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

#### (3) 潜在株式による希薄化情報等

今回のファイナンスを実施することにより、直近の発行済株式総数(平成18年6月19日現在)に対する潜在株式数の比率は11.7%となる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権が全て当初の転換価額で権利行使された場合に発行される株式数を平成18年6月19日現在の発行済株式総数(普通株式)で除した数値であります。なお、全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は9.0%となります。また、新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式数の累計が4,500万株(ただし、当社が当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てを行う場合は当該株式分割または当該無償割当ての割合に応じて増加するものとし、( ) 当社普通株式の株式分割のための基準日、( ) 当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、( ) 当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日、のそれぞれの日までに本新株予約権の行使により交付された株式数も同様に増加したものとみなして累計株式数を計算する。)を超えることとなる行使はできないものとするの条件が付されており、割当予定先が当該株式数上限迄権利行使した場合の潜在株式数の比率は15.0%となります。

#### (4) 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社
割当新株予約権付社債(額面)	金 10,200,000,000 円

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

払込金額	金 10,200,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号
	代表者の氏名	取締役社長 福田 眞
	資本の額	195,146 百万円
	事業の内容	証券業
	大株主及び持株比率	株式会社みずほコーポレート銀行 81.5% 農林中央金庫 18.5%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：75,000 株 当社が保有している割当予定先の株式の数： - 株
	取引関係等	証券取引
	人的関係等	該当事項なし

割当予定先の氏名又は名称	三菱UFJ証券株式会社	
割当新株予約権付社債(額面)	金 1,800,000,000 円	
払込金額	金 1,800,000,000 円	
割当予定先の内容	住所	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号
	代表者の氏名	取締役社長 藤本 公亮
	資本の額	65,518 百万円
	事業の内容	証券業
	大株主及び持株比率	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 61.23%
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：609,628 株 当社が保有している割当予定先の株式の数： - 株
	取引関係等	証券取引
	人的関係等	該当事項なし

(注) 1 「資本の額」、「大株主及び持株比率」、「出資関係」及び「人的関係等」については、平成18年3月31日現在のものです。

2 当社は、割当予定先であるみずほ証券株式会社及び三菱UFJ証券株式会社との間で、以下(1)から(4)の事項について合意する予定であります。

- (1) 本新株予約権付社債に譲渡制限を付すこと
- (2) 本新株予約権の行使により交付する普通株式数は、みずほ証券株式会社については3,825万株、三菱UFJ証券株式会社については675万株を上限とすること
- (3) 1回の行使請求においていかなる時も当社の発行済普通株式総数(平成18年3月31日現在の当社の発行済普通株式の総数をいい、自己株式を含む。)の5%以上に相当する数の株式が交付されることとなる行使請求を行わないこと
- (4) 本新株予約権付社債発行日以降、本新株予約権付社債の未償還残高が消滅した月の翌月末日または本新株予約権付社債の償還期限が到来した日(期限の利益を喪失した場合を含む。)のいずれか早い方の日までの間、当社の発行済普通株式総数の5%以上に相当する数の株式(本新株予約権の行使により取得した株式及び本新株予約権の行使を目的として借入れた株式をいう。)を同一の投資家に対して売却しないこと

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

( 5 ) その他

みずほ証券株式会社及び三菱UFJ証券株式会社は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の本買取案件に関わる空売りを目的として、当該株式の借株を行わないことになっております。

平成18年6月29日開催予定の当社第2期定時株主総会において、定款一部変更の件に係る議案が承認可決されなかった場合には、本新株予約権付社債発行は中止されます。

以 上

この文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。